

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

### 被保険者証が8月から「水色」に変わります

新しい被保険者証は7月上旬に発送します。現在お持ちの被保険者証(有効期限:令和4年7/31)「桃色」は破棄または、医療保険課まで返却してください。

なお、被保険者証の有効期限は、10/1(土)から自己負担割合に2割を新設することに伴い、9/30(金)までの2か月間です。10/1(土)以降に使える被保険者証は9月中に送付します。

### 自己負担割合の判定

医療機関での自己負担割合を、当該年度(4～7月の負担割合は前年度)の住民税が課税される所得額により、判定を行います。

令和4年8/1～9/30の負担割合:3割または1割のいずれかに判定

令和4年10/1～令和5年7/31の負担割合:3割、2割または1割のいずれかに判定

判定基準	自己負担割合
同一世帯に令和4年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合	3割
<div style="border: 1px solid blue; padding: 2px; display: inline-block; color: blue; font-weight: bold;">令和4年10/1以降、新設</div> 3割負担に該当せず、同一世帯に令和4年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が28万円以上の被保険者がいる場合で以下に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一世帯に被保険者が一人の場合 「年金収入(※1)+その他の合計所得金額(※2)」が200万円以上の場合</li> <li>・同一世帯に被保険者が複数いる場合 「年金収入(※1)+その他の合計所得金額(※2)」の合計が320万円以上の場合</li> </ul>	2割
同一世帯に属する被保険者全員の令和4年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)がいずれも145万円未満の場合 ※ただし、145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者(※3)の賦課のもととなる所得金額(※4)の合計額が210万円以下の場合	1割

※1 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※2 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

※3 昭和20年1/2以降生まれの被保険者およびその人と同じ世帯に属する被保険者が対象になります。

※4 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります(例:前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円)。

※自己負担割合が3割と判定された場合でも、一定の要件に該当する人は1割に変更できます。詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」およびチラシの「後期高齢者医療基準収入額適用申請について」をご覧ください(令和4年10/1以降については、3割から2割もしくは3割から1割に変更することができます)。

### 保険料の決定

7月中旬に、令和4年度保険料の「保険料額決定通知書」および「納入通知書」(一体型通知書)を送ります。納付方法は、①「特別徴収(年金天引き)」と②「普通徴収(納付書・口座振替・スマホアプリ決済)」(特別徴収にならない人対象)の2通りです。

### 保険料の減免等

災害や事業不振、新型コロナウイルス感染症等の理由により保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に減額または免除される場合があります。詳細はお問い合わせください。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度証)

減額証、限度証は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費等の負担が軽減されるもので、減額証は「住民税非課税世帯(低所得Ⅱ・Ⅰ)に属する被保険者」、限度証は「現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満(現役並みⅡ・Ⅰ)である被保険者」が対象です。

8/1(月)から有効となる認定証は、現在交付されていてかつ同区分の人のみ自動更新され、7月下旬に郵送します。それ以外の人は申請が必要です。自己負担額等の詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

### 制度全般に関する問い合わせ

大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▷ 保険料、被保険者資格、被保険者証等＝資格管理課 ☎ 06-4790-2028

▷ 給付事務、保健事業(健康診査等)、医療費通知、レセプト点検＝給付課 ☎ 06-4790-2031

▷ 事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴＝総務企画課 ☎ 06-4790-2029

### 保険料の納付、その他各種届け出に関する問い合わせ

▷ 医療保険課 ☎ 892-0121

## 介護保険負担割合証を発送します

☎ 高齢介護課 ☎ 893-6400

介護サービス利用時は、「介護保険被保険者証」と負担割合を記載した「介護保険負担割合証」の提示が必要です。負担割合の区分は別表のとおりです。現在お持ちの「介護保険負担割合証」の有効期限は7/31(日)です。

7/1現在で、8/1(月)以降の事業対象者、要介護・要支援認定を受けている人には、7月下旬頃に、「介護保険負担割合証」を発送します。その後に認定された人には、認定結果と一緒に発送します。

※税法上申告の必要がない人であっても、市民税申告を毎年行ってください。

利用者負担割合				
要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額(※)が220万円以上	下記以外の場合		3割
		同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額(※)が	単身は280万円以上 340万円未満	2割
			2人以上は346万円以上 463万円未満	
			単身は280万円未満 2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額(※)が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額(※)が	単身は280万円未満	1割
2人以上は346万円未満				
本人の合計所得金額(※)が160万円未満				1割

なお、要介護、要支援認定を受けており、次のいずれかに該当する人は、所得にかかわらず1割負担となります。

▷ 第2号被保険者(65歳未満の人) ▷ 市民税非課税者(申告している人に限る) ▷ 生活保護受給者

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得および公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。